



9 課税区分変更の課税関係

Question 法人の区分に変更があった場合の課税関係を教えて下さい。

Answer

納税義務者の区分が変わり、課税範囲が変更するため、変更時に課税関係の清算が行われます。事業年度が区切られますので、法人税の申告が必要になります。

Explanation

1) 納税義務者の区分の変更

	認定法の区分	法人税の区分
3階	↑↓	↑↓
2階	↑↓ ①	↑↓ ↑↓ ④
1階		↑↓ ② ↑↓ ③

公益認定上は1階又は2階と、3階の移動しかありません(図①)。

これに対し、法人税法上は、1階と2階(図②)、1階と3階(図③)、2階と3階(図④)の間の3つの移動があります。

2) 全所得課税が収益事業課税に切り替わる場合

1階の法人が公益認定を受け、法人税法上1階から3階へ移動となる場合と、1階の法人が非営利型要件を満たし、2階の法人となった場合が該当します。

この場合、34業種のみの収益事業課税へと切り替わるため、法人税法上は解散と設立があったものとみなして、全所得課税時代の課税関係を清算することになります。

課税所得の範囲が変更するため、貸倒引当金や特別勘定は取り崩し、一括償却資産の残存簿価は損金に算入して、全所得課税時代の清算を受けることになります。また、青色欠損金は繰戻し還付

によって清算されます(税法10の3)。

なお、理屈としては、課税関係の清算に伴い、固定資産を時価評価することも考えられます。しかし、移行後に固定資産を売却しても、そこで実現した利益は非営利活動や共益活動に供されることや、未実現所得への課税は適当でないことから、移行時の時価評価課税は行われません。

3) 収益事業課税が全所得課税に切り替わる場合

3階の法人が公益認定を取り消され、1階の法人に転落した場合と、2階の法人が特定の者に利益を与えるなどして1階に転落した場合が該当します。

この場合、収益事業課税時代に課税されなかった未課税の累積所得金額又は欠損金額が益金又は損金に算入され、課税関係を清算することになります(税法64の4)。

3階法人から1階法人に転落した場合には、公益目的事業に消費しきれなかった財産を類似する公益法人等へ贈与することが義務付けられている(公益認定法30)ため、これを公益目的取得財産残額として累積所得金額から控除します(税法64の4③)。なお、公益認定の取消しを受けても2階法人にとどまった場合は、課税所得の範囲に変更はありません。

4) 事業年度の取扱い

課税範囲に変更があった場合には事業年度を区切り(税法14①二十)、法人税の申告が必要となります。なお、2階から3階への移動では課税範囲の変更はありませんが、公益認定法により計算期間が区切られますので(公益認定規則38)、収益事業を営んでいる場合は、法人税の申告が必要です。

(税理士・白井一馬)